

○長久手市児童発達支援センター条例

令和2年3月13日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、長久手市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児又はその疑いのある児童を日々法第6条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の規定により設置するセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長久手市児童発達支援センター
- (2) 位置 長久手市前熊前山173番地3

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

(利用できる者)

第5条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第21条の5の7の規定に基づく障害児通所給付費等の支給決定に係る児童

(2) その他市長が必要と認める者

(利用手続)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、定員に達したときその他規則で定める特別な事由があると認めるときは、利用を許可しないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

(利用の停止等)

第7条 市長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止又は制限することができる。

(1) 感染症又は悪性の疾患を有するとき。

(2) 療育支援体制に支障が生じるとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(4) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 センターを利用する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を市長に納付しなければならない。

(令5条例27・一部改正)

(使用料の減免)

第9条 市長は特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、

センターの次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 第4条各号に規定する事業の運営に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第11条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に指定管理業務を行うことができると認められるものを指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うことができること。
- (3) センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（管理の基準等）

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

- (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項
(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第11条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 第11条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(管理を行わせる場合の利用料金)

第14条 第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第8条に規定する使用料の額とする。

2 前項の場合において、利用者は、第8条の規定にかかわらず、前項に規定する利用料金を納付しなければならない。

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、児童発達支援センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 第11条の規定による指定管理者の指定の手續等については、この条例の施行の日の前においても、行うことができる。

附 則 (令和5年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。